

入札説明書

令和6年 月 日に公告した下記案件の制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとします。

本書を熟読の上、必要な手続きを行って下さい。

1 入札に付する事項

- (1) 件名 : 電子納品保管管理システムサーバー機器賃貸借契約
- (2) 調達物品 : 別紙「電子納品保管管理システムサーバー機器賃貸借契約に関する仕様及び条件」のとおり
- (3) 納入場所 : 那覇市役所
- (4) 賃貸借期間 : 令和6年11月1日から令和11年10月31日(60か月)

2 入札等に係る質問の方法等

- (1) 質問期限 : 令和6年8月28日(水)午後4時まで
- (2) 質問方法 : 「質問書」(様式1)に質問の内容を入力し、次のメールアドレスに電子メールを送信してください。(質問がない場合は、不要)
- (3) 提出先 : 那覇市役所 まちなみ共創部 技術総務課

E-Mail : T-GIJUTU001@city.naha.lg.jp

- (4) 回答 : 令和6年8月30日(金)までに、那覇市ホームページへ質問及び回答を掲載します。

3 入札参加資格の確認申請

- (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加資格確認申請書(様式2)
 - イ 契約実績証明書(様式3)
 - ウ 提携リース会社予定報告書(様式4)
※自社リースを予定している場合は提出の必要はございません。
 - エ 応札機器仕様対応チェックリスト(様式5)
※メーカー及び機器の型番を記述し、当該機器のスペックを確認できるカタログ等の写しも添付してください。
- (2) 提出期限 : 令和6年9月3日(火)午後4時
(平日午前9時～午後4時00分 ※正午～午後1時を除く)

- (3) 提出先 : 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市役所本庁舎8階 まちなみ共創部 技術総務課
(直接持参により提出。郵送・FAX等による提出は不可)
- (4) 入札参加資格の確認結果については、各申請者に「競争入札参加資格認定通知書」、又は「競争入札参加資格不認定通知書」を令和6年9月6日(金)までに担当者宛にメールにて通知します。 ※原本は入札当日に手渡し又は郵送します。
- (5) 申請書を提出期限までに提出しない者、及び入札参加資格がないと確認された者は、入札に参加できません。
なお、入札参加資格があると認められた者であっても、確認結果の通知後に入札資格を欠く事項等が判明した場合は、その確認結果を取り消します。
- (6) その他
- ① 上記申請書の作成、提出に係る費用は、申請者が負担して下さい。
 - ② 提出された申請書を入札参加資格の確認以外には申請者に無断で使用しません。
 - ③ 提出された申請書は返却しません。
 - ④ 提出期限後における申請書の差し替え、再提出は認めません。

4 入札の日時・場所

- (1) 日 時 : 令和6年9月10日(火) 午後2時00分
- (2) 場 所 : 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市役所本庁舎8階 (801会議室)

5 入札及び開札

- (1) 入札保証金
那覇市契約規則第8条第1項第2号又は第3号に該当する場合は、免除する。
※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の100分の5を請求するものとする。
- (2) 入札
- ① 入札参加者は、仕様書等を熟読のうえ、入札しなければなりません。
 - ② 入札参加者は、所定の「入札書」(様式6)に必要な事項を記入し、記名押印するものとします。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出してください。押印は、印鑑登録届出印を使用してください。
 - ③ 入札書には、賃貸借期間(60か月)の1月分の金額を記入することとし、消費税を含まない金額を記載してください。この金額に100分の10を加算した金額(この金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。)

をもって契約金額とします。

- ④ 入札は代理人により行わせることができます。この場合は、所定の「委任状」(様式7)に必要事項を記入し、当該入札執行前に入札執行者に提出してください。委任状のない入札は、無効となります。委任状には、印鑑登録届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用してください。
- ⑤ 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- ⑥ 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- ⑦ 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってははいけません。
- ⑧ 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。また、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはいけません。
- ⑨ 郵送による入札は認めません。
- ⑩ 入札執行回数は、3回(初度の入札を含む)までとします。

(3) 開札

- ① 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者、又はその他の代理人の面前で行います。ただし、入札参加者、又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。
- ② 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とみなします。

(4) 入札の無効

次の事項に該当する場合は、その者の入札を無効とします。

- ① 入札参加資格を有しない者が行った入札
- ② 委任状を持参しない代理人が行った入札
- ③ 日付を欠く入札、又は入札の年月日と合わない入札
- ④ 記名押印(代表者は印鑑登録届出印、代理人の場合は代理人の印(認印可))を欠く入札
- ⑤ 入札書の表記金額を訂正した入札
- ⑥ 入札書に入札金額や¥マークの記載を欠く入札、又は当該金額が分明でない入札
- ⑦ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑧ 明らかに談合と認められる入札

⑨ 同一事項の入札について、他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が行った入札

⑩ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 再度入札

開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者に限る。）で再度入札を行います。予め所定の入札書を複写しご準備ください。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、入札を打ち切ることがあります。

(6) 落札者の決定

① 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

② 落札となるべき同価格で入札した者が2人以上いる場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合、当該入札者はくじを引くことを辞退することはできません。くじを引かない者がいるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

③ 落札となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その他の者のうち、最低金額をもって入札した者を落札者とすることができます。

④ 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとします。

(7) 入札結果の公表

落札者があるときは、その者の落札者名及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った入札者に公表します。

(8) 入札の中止等

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

(9) 入札執行の公開

入札の執行は公開により行います。

7 落札決定の取消

落札決定後において、該当落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消します。

8 契約保証金

那覇市契約規則第 30 条第 3 号により免除します。

9 その他

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から 7 日以内（土日祝日を除く）に契約に必要な関係書類等を提出しなければなりません。ただし、市長が認めた場合はこの限りではありません。
- (2) 契約の手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 法律第 67 号）、同施行令（昭和 22 政令第 16 号）、那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）その他の関係法令を熟読し、それらを遵守してください。
- (4) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止の措置を行うことがあります。

10 問合せ先

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 8 階
那覇市 まちなみ共創部 技術総務課 技術管理室
担当：稲福
電話：098-917-0345 FAX：098-917-1382

E-Mail：T-GIJUTU001@city.naha.lg.jp

-